

平成26年度 第2回府中市福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成26年7月31日（木）午前10時～午前11時55分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

伊藤敏春、木下義明、熊上肇、近藤克浩、下條輝雄、鈴木侑子、鈴木真理子、
高倉義憲、横山年子、若杉晴香、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進
課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、地域支援統括担
当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、
障害者福祉課長（松下）、障害者福祉課長補佐兼生活係長（相馬）、子育て支援課長
（前澤）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、高齢者支援課事務職員（石附）、障
害者福祉課事務職員（布目）、障害者福祉課事務職員（阿部）、地域福祉推進課事務
職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）
株式会社生活構造研究所（半田、佐藤）

■ 傍聴者：2名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）前回会議録の確認について

（2）子ども・子育て支援計画（仮称）の素案について（報告）

（3）次期府中市福祉計画の素案について

（4）その他

3 閉会

■ 資 料 資料1 平成26年度第1回府中市福祉計画検討協議会会議録

資料2 府中市福祉計画 素案

資料3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案

資料4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期） 素案

資料5 障害者計画・障害福祉計画（第4期） 素案

参考資料1 各計画の施策体系（案）及び重複事業

参考資料2 各計画の新規事業

参考資料3 府中市福祉計画策定 全体スケジュール

参考資料4 府中市子ども・子育て支援計画（仮称）素案

1 開会

事務局： 皆さまおはようございます。本日はお忙しいところ、また暑い中、ご出席いただきまして誠に有り難うございます。ただいまから平成 26 年度第 2 回府中市福祉計画検討協議会を開催させていただきます。本日の会議は、委員 16 名中 11 名にご出席いただいております。定足数を満たしており、本協議会は本日有効に成立していることを申し添えます。

議題に入る前に、資料の確認させていただきます。事前送付資料は、資料 1 から資料 5 と参考資料 1 でございます。本日お配りした資料は、議事次第と参考資料 2、参考資料 3、参考資料 4 でございます。参考資料 4 は、府中市の子育て支援分野の計画を検討しております子ども・子育て審議会で論議されております、子ども・子育て支援計画（仮称）の素案でございます。資料は以上でございます。

本日の協議会でございますが、お手元の次第に基づきまして、最初に、子ども・子育て支援計画（仮称）の素案について、現時点での内容を簡単に報告させていただきます。続いて、福祉分野のそれぞれの審議会、協議会で審議いただきました福祉計画の部分、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の各分野の計画素案の概要を説明させていただきます。委員の皆さまに全体的な視点からご意見、ご検討をいただきたいと存じます。

本日は、傍聴希望の方が 2 名いらっしゃいますが、入場していただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、傍聴希望の方に入場させていただきます。

続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

2 議題

（1）前回会議録の確認について

会長： 皆さまおはようございます。それでは議題に入りたいと思います。まず、資料 1 の前回会議録の確認でございますが、内容等について変更点あるいは確認点がございますか。よろしいでしょうか。それでは会議録は承認されたということでよろしくをお願いします。

（2）子ども・子育て支援計画（仮称）の素案について（報告）

会長： 参考資料 4 の子ども・子育て支援計画（仮称）の素案について、事務局から報告をお願いします。

(事務局より、参考資料4について報告)

会長： 参考資料4は、7月29日の第5回子ども・子育て審議会に提出された素案というところでございます。内容等について、ぜひこの辺について強力で推し進めてほしいということがございましたら、ご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。何かございますか。

私のほうから、5ページの保育所待機児童の解消ですけれども、おそらく待機児童の計算の仕方が今後変わるというふうになっています。育休等を取っていて、本来は戻りたいのだけれども、それを加算しますよという流れで、おそらくこれよりもかなり増えてくるだろうという流れになっていますので、その辺も含めて対応をしていただければと思ひます。

それからもう1点、虐待の問題も含めてありますけれども、私は基本的に親育ち支援をしっかりとしていけば、子どもはちゃんと育っていくのではないかと考えております。ぜひこの支援の中には、「親育ち支援」というシステムを入れていただければ有り難いなと思ひております。

委員： 子育て家庭の経済的負担の軽減について、昨日、今日と読売新聞でこういうテーマの記事が載っておりまして、それを読むかぎりでは、相談窓口がしっかり機能していれば、悲惨な経験をしなくて済むのではないかとこの感想を持ちました。ひとつひとつの目標はいいのですが、今回テーマになっている全体の総合窓口というか、そういったところをもう少しよく考えるべきかなと思ひました。

会長： 有り難うございます。ほかにご意見等はございますか。

委員： 結婚をして子育てをする際に、遠くに親御さんがいる場合は、頼るべきものが自分たちしかないもので、ものすごいストレスになります。今、計画の素案のご説明がありましたけれども、正直なところ、ちょっと物足りない感じがしますので、ぜひ会長がおっしゃった親育ち支援も含めて、1つの項目を起こすぐらいのつもりで取り組んでいただければと思ひます。

それから相談体制というのは、障害者でも、高齢者でも同じなのですが、どうしても掛け声だけで終わってしまって、待っているだけではなかなか効果が出ないということがあるので、民生委員・児童委員さんなど様々な関連職の方が積極的に対応していくというようなことで、受け身ではなく、能動的な仕組みを考えていただきたいと思ひます。

事務局： 子育て支援課から回答いたします。相談の体制の整備は必要と感じております。民生委員さんや、地域ではNPOや、いろんな民間の企業がございまして、今後、この新制度では、いろいろな支援が新たな事業として実施されるわけですけれども、アウトリーチをかけることができるかということも、今後審議会でも検討しまして、そういう相談機能を併せ持った資源の整備をしていければということを考えているところでございます。

会長： 有り難うございました。そのほか何かございますか。

委員： 12ページで、小学生の放課後の居場所づくりの問題が提起されております。従来

から文科省と厚労省で、学童クラブと放課後子ども教室事業というのはそれぞれ違うような事業をやっている感じだったのですが、今回は一本化されるという方向になっているようでございますが、一番の問題点は、受け入れ規模が非常に多い中で、それらの児童を指導していく体制がまだまだ弱いのではないかと思います。支援者、あるいは指導員の強化といいますか、増強を図っていただきたいところでございます。

事務局： 青少年の健全育成の居場所づくりは、今、審議会でもいろいろなご意見をいただいております。今までの次世代育成支援行動計画は、18歳未満を対象とした計画でございました。今度の計画は、特に未就学に特化した事業計画を策定することになります。そのニーズ量と確保方策という、5年間で必要に応じたものを供給する数値的なものを並べる計画ということが国からは示されているところです。その中で、現行では学童クラブは小学校3年生までのところを、6年生まで広げていくかたちになります。審議会でも、高学年になると親離れをしている子ども、実際にはこの場に高学年の子がくるのかどうかということも、審議がされているところでございます。放課後の子ども教室などでも、魅力的なイベントがあるかとか、行きやすい環境づくりができればいいかということも、今、審議をしているところでございますので、ご意見に関しては子ども・子育て審議会に持ち帰らせていただき、もう少し審議ができればと考えております。

会長： 有り難うございます。ほかには、よろしいでしょうか。

委員： 3ページの施策2の地域における子育て支援の重点的な取組の中で、市立保育所は、地域の相談拠点的な役割までお考えになっておられるのか、保育所としての基幹なのかということが一点です。もう一点は、こういう地域型の部分と、府中市の持っている基幹型の子育て支援センターとの連携等については、どのようにお考えになっておられるのでしょうか。

事務局： 今、福祉エリアの6地区と同じような考えで、基幹保育所の構想を練っております。平成24年に立ち上げられた保育行政のあり方検討会の中で進められたことでございまして、今後、市立保育所を民営化していきますが、そのなかで、この6つのエリアに基幹保育所として特定の市立保育所を残すという計画になっております。待っているだけでは駄目なんだ、アウトリーチも必要なんだということも含めて、今いろいろな検討を進めているところでございます。

あとは、子育て支援センターたちを中心に、保健センター、保育所、幼稚園と連携して、情報共有ができるような仕組みづくりができればということを考えているところでございます。

会長： よろしいでしょうか。ほかには何かございますか。

委員： 10ページの児童虐待防止対策の推進のところ、児童虐待の新規相談件数が増加していますとあるのですけれども、これは虐待をしている親からの相談なのか、それとも周りで虐待なのではないかと思った方が相談をされているのかを知りたいと思います。また相談することで、その方が落ち着いて、虐待が減っているのかを

知りたいと思います。

事務局：細かいデータを持ち合わせておりませんが、児童虐待につきましては、身体的な暴行の虐待と、ネグレクト、養育困難というかたちで分かれています。身体的虐待については、親御さんからの相談はあまりないかとは思いますが。関係機関、学校、保健センター、民生委員さんなどから情報が入ると、そこに調査に行くかたちです。

子どもの面倒をみることができないとか、ネグレクトに関しては、直接保護者からの相談が入って、保護者やお子さんを支援していくという状況になっていると思います。

会長：よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

副会長：子ども・子育て審議会の会長をしております。ご意見をいただき、ありがとうございます。地域福祉計画との関連でいえば、学童と放課後子ども教室の関係、6年生まで今度延長されましたので、多くの委員が、子どもたちが学校の中にずっといなければならないということは、逆に子どもの自立や力を削ぐのではないか、いろいろな過ごし方があるので、希望する方は子ども教室のほうに行っていただいたり、地域の中で子どもたちの育つ力を見守るような方向がいいのではないかということで、私もそういうふうに思いました。今、いろいろ事件がありますし、心配ですけれども、それを地域全体で見守る、そのために地域福祉計画でそういうところをカバーしていただく。まさに地域福祉計画は、子どもからお年寄りまで全体を見守るような計画であってほしいということで、社協の方も子育て関係にいろいろ乗り出して、文化センターなどで、小学生などが地域の中で、自分たちの力で時間を過ごしていただければという意見が学童に関してはございました。無難なところに落ち着いてしまうのですけれども、少しでもいいものにとということで委員の方も頑張っております。いろいろご意見有り難うございました。

(3) 次期府中市福祉計画の素案について

会長：続きまして、次期府中市福祉計画の素案についてですけれども、まず資料2の各分野共通部分の説明を事務局からしていただきまして、そのあと資料5の障害関係に入っていきたいと思っています。

■資料2 府中市福祉計画素案について

(事務局より、資料2について説明)

会長：資料2の第3章の福祉計画の考え方、あるいは第1章、この辺がメインになるかなと思いますけれども、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。確認、あるいは、この辺が足りないのではないかというところがございましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

委員：27ページにあります図表で、社会福祉協議会と地区社協が矢印で結ばれていると

ころがあって、地域福祉コーディネーター（仮称）という枠が入っているのですが、ここでいう地区社協というのはどういうものですか。

事務局： 地区社協は、現在、社会福祉協議会で進めている取組みでございます。住民にとって身近な地域の単位、日常生活圏域ですとか、もっと小さい自治体単位ですとか、そういった小さい単位で、住民をはじめとします様々な個人・団体が集まりまして、身近な地域の課題解決に向けて協議して、協力しながら、関係づくりをしていく、というものでございます。この中で、地域での困りごとを聞いたり、情報をいただくとか、相談支援や見守りなどにつながる活動をつくっていきまして、その地域活動に取り組む組織、団体というものを想定しております。

便宜的に名称が「地区社協」ということで、社会福祉協議会の下部組織のようなかたちをイメージされるかもしれませんが、あくまでも住民の集まりというイメージでここでは記載させていただいております。

住民の方が自然に集まって動いていただくというのは、すでに行っていた部分もありますけれども、なかなか難しいので、それを支援するためにコーディネーターを配置して取組みを支援していくということを考えております。

会長： 地区社協というのは、住民の集まりと説明がありましたけれども、イメージ的には、むしろ福祉エリアをイメージしていらっしゃるのでしょうか。例えば27ページの（3）の4行目に「地域福祉コーディネーター（仮称）を社会福祉協議会や地域の社会福祉法人などと連携して」と書かれていますが、現在の社協あるいは社会福祉法人のイメージだと、地域包括支援センターに近いようなところになっていくのかなと。そうすると、福祉エリアとちょっと違うのかなと思ったりするので、その辺について確認をさせていただければと思います。

事務局： 圏域につきましては、基本的には福祉エリアの6地区を考えております。ただ、実際の活動範囲としては、かなり広い範囲になってしまいます。施設整備という点では福祉エリアが適切と考えておりますが、住民の活動範囲としては若干広すぎるだろうというご指摘をいただいておりますし、市でもこの点については認識しているところでございます。

会長からお話がありました、地域包括支援センターも、福祉エリアを2つに分けたぐらいの大きさになっておりますので、基本的には地域包括支援センタークラスの範囲を現在は想定しているという状況でございます。実際に構築していくにあたりまして、コミュニティベースにするという方法もありますので、適宜調整しながら実際の範囲は決めていくことになるかと考えております。

会長： 有り難うございました。よろしいでしょうか、何かご意見等ございますか。

委員： 今のエリア別であるとか、地域包括支援センターぐらいの区域ということを踏まえて、3ページの下から3行目に「地域コミュニティ」という言葉が出てまいります。「地域コミュニティ」という言い方もすごく違和感があるのですが、この「地域コミュニティ」はどのような定義をされて、どういう概念と考えるのでしょうか。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 若干整理されていない部分もございますけれども、コミュニティというのはあくまでも住民が自発的に活動する単位ということで、住民同士が協働して取り組むことができるレベルの範囲・広さの、住民の集まりということで想定しております。

実際にスタートするにあたりましては、日常生活圏域を住民ごとの活動単位に分けて、それ1つ1つがコミュニティ、コミュニティが集合すると日常生活圏域、日常生活圏域がいくつか集まると、市全体というようなイメージでの構築になっていきます。若干実際とずれているというご意見もあるかもしれませんが、一応、計画上ではそのような考え方をベースにつくっているところでございます。

会長： よろしいですか。

委員： わかりました。地域包括支援センターが、今は高齢者だけですけれども、いずれ障害者にも対応していこうという動きがあるやに聞いておりますけれども、そうすると、実際には、今の地域包括支援センターごとのエリアが1つのコミュニティのようなかたちになっていかざるを得ないのだろうと思いますが、そういう認識を市のほうはお持ちということではよろしいですか。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： お見込みのとおりでございまして、地域包括支援センターの圏域が1つの単位ということで活動していくことになる、ということで考えているところでございます。

会長： よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

委員： 福祉エリアの6地区から、さらに細かく地域包括支援センターの11圏域になるというような構想ということは、中学校が11校ですから、1つの地域としてまとめるにはそういった考え方もいいのかなと思います。

避難訓練を中学校単位で、地域全体で行うと、中学生が高齢者や障害者の避難の補助ができるとか、地域でもっとまとまるようなかたちにもなるかと思っておりますので、その点をもう少し明確にしていいただければ、府中市全体のところで、かなり整合性が出るのではないかと思います。

会長： はい。有り難うございます。

事務局： 地域防災計画では避難所として学校が拠点となっておりますので、学校単位の、学校を中心とした範囲での活動ということで取り組んでいるところでございます。行政の各分野の活動圏域は、今のところ、重層的に、用途別に圏域を設定しているような状況がございます。事業に応じて、それぞれ適切な範囲で、ということなのですけれども、それを他分野に連携させる際にはネックになる部分もあることは認識しております。それぞれの事業の圏域の良さを生かしつつ、整合性が取れるようなかたちで事業を進めていくという方向性を考えてはおりますが、計画書でもう少し記載できるかどうか、内部で調整をさせていただきたいと考えております。

会長： よろしいでしょうか。28ページの福祉エリアの文章ですけれども、日常生活圏域ということで、高齢者保健福祉分野をメインに書いてあります。地域包括支援センターの役割などをこの辺に少し載せて、それで中学校区を1つの小エリアにするというような流れで、ちょっとつけ加えたりするのはいかがでしょうか。

事務局： 今、委員の皆さまからいただきました圏域に関するご意見につきましては、事務局でもう一度精査をさせていただき、またご提示させていただきたいと思っております。

会長： よろしいですか。

委員： 22ページの(1)「自助」「互助」「共助」「公助」の1行目で、「府中市でも少子高齢化や財政状況」という言葉が入っていますが、素直に読みますと、お金がないから自助、互助に頼らざるを得ないというふうになってしまうので、むしろ、効果的に実施するためにそれぞれが役割分担しましょう、というようなことで少し手直しをしていただきたいと思います。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： ご提案いただいた点も踏まえながら修正をさせていただきたいと考えております。

■資料5 障害者計画・障害福祉計画（第4期）素案について

会長： それでは次に、資料5の障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について、事務局から説明をお願いします。

（事務局より、資料5について説明）

会長： 資料5について、確認事項、あるいはご意見がございましたらお願いします。

委員： 障害者計画推進協議会の会長をしております。協議会の代表として福祉計画検討協議会に出しておりますので、これまでの障害者計画推進協議会の審議内容で、委員の皆さま方にお伝えしたいことを簡単に述べさせていただきます。こういったことに障害分野では興味があるのかというと、就労、障害児の教育、相談支援体制の問題、災害対応の問題、グループホームの整備という5点が非常に大きな解決すべき問題ということで提議をされております。

委員の皆さま方、資料を読まれていろいろご指摘があると思いますけれども、今日出ました意見は再度、障害者計画推進協議会に持ち帰って報告をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

会長： 有り難うございました。障害者の関係では、5つの問題事、関心事があって、それらについていろいろ審議をされているということでございます。その辺について何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

委員： 55ページですが、④災害時要援護者の具体的な支援体制の構築と障害に応じた避難所の検討のところ、具体的にどういうところに避難するのか、どういう方法で避難するのかを教えていただきたいと思います。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 一般的な災害時要援護者支援の状況につきましてお答えさせていただきたいと思っております。まず発災後は、地域避難所ということで小中学校、2次避難所としまして文化センター、今回の地域防災計画では特別な配慮が必要な方に福祉避難所というものを設けるとなっております。

そこに至るまでの支援体制については、災害時要援護者支援事業ということで、手上げ方式になりますけれども、支援が必要なので助けてほしいという方を把握し

て、地域の自治会にご協力を得ながら、発災時にお手伝い、支援をしていただくという方式を取っております。ただ、現状ではなかなか支援者が見つからないという課題、ご意見を多くいただいております。特に、障害のある方で特別な対応が必要な場合もございますので、避難していただく支援を具体的にどなたに行っていただくかなど、具体的な支援を決めるところでなかなか難渋しているというのが実態でございます。それについては、民生委員にご協力をいただきながら、支援者探しを進めているところでございますが、なかなか難しいところもございます。

避難した後、福祉避難所ということで、高齢者の施設につきましては、市内の福祉施設にご協力いただき協定を結んでいただいておりますが、障害者の施設は実績がございませんので、次期計画では、まずここを進めていきたいと考えております。

さらに、発災後に事業者にご協力いただくかたちになりますので、事業者がいかにか早く業務を回復できるかというBCPという計画を立てるということがあるのですけれども、まだ整備できていない事業者が多いということで、市のほうで指導、支援していくことを考えております。

会 長： ほかに何かございますか。

委 員： 高齢のほうは福祉施設の防災協定を結ばせていただいているのですけれども、非常食の備蓄や、毛布、施設のストックスペースなど、いろいろな問題はありながらも、私の関係している別の自治体ですと、自治体のほうで備蓄品などを用意して、施設内に一定のストックをするというようなことをしてくださっています。府中市の場合は、協定を結んでいるのだけれども、正直なところ実質的なことがほとんど伴っていないものですから、入所されておられる方の非常食備蓄というのは一定数、絶えず交換しながら管理しておりますが、地域の方がどれくらい避難しておいでになって、その方々に対応する食糧、備蓄品、特に食事、排泄の関係だとか、そういったものをどこまで用意したらいいのだろうということが折々に内部でも課題になります。実質的な避難所になりうるようなスタンバイを、それぞれの福祉避難所でしていただけるようなご支援、施策が必要かなと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事 務 局： 高齢者支援課です。現在、地域防災計画では約6万人の被災者を想定して、その人たちが3日間生活できるような備蓄をしている状況です。福祉避難所の考え方ですけれども、以前は、文化センターを2次避難所、福祉避難所という言い方をしていたのですけれども、文化センターはただ単に建物だけで、例えば介護に必要な設備など、内容的なものは何もないということがわかっていましたので、今回の防災計画の修正に伴いまして、今後は施設と協定を結んで、より生活しやすい、対応しやすいかたちで福祉避難所を設定していこうという考え方をしております。

その中で、今、高齢者の施設は11か所協定を結んでいます。今後は障害関係の施設と協議をさせていただいて取り組んでいこうという部分で、備蓄品についても、福祉避難所の部分も新たな考え方で対応していかなければいけないと思っていま

す。福祉の担当と防災の担当が協議をする中で、施設の皆さんとも協議をして、新たな考え方、方向性をもって対応していきたいと思っています。

委員： 施設で生活しておられる方への緊急対応をしつつ、地域の方の受け入れということを考えますと、できるだけ負担が少ないように、あらかじめの用意がとても大事になってくると思います。地域の備蓄倉庫まで取りに行き持ってきてというロスではできるだけ省いて、すぐ対応できるようなことが、限られた状態の中では重要になってくるのではないかと思いますので、ぜひ実質的な対応ができるような準備をバックアップしていただきたいと思っています。

会長： 事務局、よろしいでしょうか。

事務局： 事業所のBCP（事業継続計画）の策定の促進について、次期計画の新規事業として取り組んでいきたいと考えておりますが、万が一のことが発生した際に、どのように業務を継続していくかという部分につきましては、BCPとの関連性も含めて取り組んでいきたいと思っています。現在は各小中学校に備蓄品が置いてあるのですが、小中学校を中心とした避難所対策を今作成しているところですので、福祉の施設に関しても、その辺は少し手を広げていかなければいけないと思っています。

委員： 障害者に関する避難体制の問題等について話題になっておりますので、発災した場合に、実際に活動する自治会として問題点をいくつか提起しておきたいと思えます。1つは、高齢者については比較的、私どもは把握はできておまして、具体的には自治会長という立場で名簿は市のほうからお預かりしております。ただ、障害者については、情報があまり公開されていないのではないかと思います。それから地域の方もある程度はご存じでも、具体的にすぐ駆けつけるという状況があまりないのではないかと思います。そういう情報を公開する、あるいは共有するということが大事だということが1点目です。

もう1つは、実際、避難行動を起こした場合に、どうやって避難するかということです。これは器具や運搬道具がなければ、実際避難できません。我々がおぶっていくしかないわけで、そうなると限られた対象の方といえども、なかなかそういう体制を取りにくい。ですから、例えば、障害者の方がおられる地域の自治会とよくお話をされて、あるいは民生委員とお話をされて、担架なり、リヤカーなり、その近くに配置をするということまできめ細かくやらないと、実際、発災した場合の避難行動というのは速やかに取れないと思います。そういうことを今後、福祉計画の中でやるのか、防災担当のほうでやるのか、明確ではありませんが、我々はいずれにしてもそれを担っていかなければならない立場からいえば、そういう配慮をぜひお願いしたいと思っています。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 現在、災害時要援護者の事業を展開しているところではありますが、細かい部分はまだ足りないというのが現状だと思っております。今後は、今いただいたようなご意見を、福祉部門のほうから防災部門と調整をして、地域の皆さんに協力してい

いただきながら事業を進められるような体制を取っていきたいと思っています。

委員： 身体障害者の手帳の所持者の中で、肢体不自由、内部障害、いろんな障害がありますので、今回のアンケート調査は肢体不自由を主体にした調査だと伺っていましたが、全体をまとめていく上では、実態を障害者福祉課できちん把握していただいて、計画に取り込んでいただく必要があるのではないかと考えますので、その辺をもう少しお願いできないでしょうか。

会長： いわゆる内部障害といわれる方の医療ケアについて、災害の時に対応できるシステムがあるかどうかというところでございます。障害担当の部署から回答をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局： 内部障害のある方、特に人工呼吸器をお付けになっている方の停電時の対応については、震災以降、整備が進んでおりまして、現在は人工呼吸器を使っている方の人数を把握して、その方の支援方法を保健所と健康推進課で担当しておりまして、東京都の指導により災害が起きた時の個別の計画を立ててあります。

個人によって状況が違いますが、特に自分で避難できないような方については、各サービス事業所で大体把握しております。また実際の発災時にはBCPの部分が大変重要になりますので、事業所とのネットワークを強化して対応していきたいと考えています。人工透析の場合ですと、透析を行っている病院のBCPがどのようになっているかというところが大変重要かと思っておりますので、避難方法について詳細を検討して対応していただきたいと考えております。

会長： よろしいでしょうか。ほかにございますか。

あとで全体的な質問等を受け付けたいと思いますので、続いて資料4の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

■資料4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）素案について

（事務局より、資料4について説明）

会長： かなり盛りだくさんですけれども、何かご質問等はございますか。国から新たなガイドラインが出るのは、来月ぐらいでしょうか。

事務局： 現在のところ、国から都道府県のほうに示されていまして、都道府県から各区市町村には、明日、ガイドラインが示される予定になっております。明日以降、こちらの素案にガイドラインの内容を盛り込んだかたちで修正することになります。

会長： 明日ガイドラインが出てきますので、多少変わるものがあるということになります。何か確認するところはございますか。とりわけ第4章の重点的取組について確認等はございますでしょうか。

特にご意見等がないようですので、また後で資料4を含めて、全体的に確認をしたいと思っておりますので、その時に高齢関係も含めて検討させていただければと思います。それでは、資料3の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

■資料3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について

(事務局より、資料3について説明)

会 長： 私が福祉のまちづくり推進審議会の会長をしておりますので、これまでの審議の内容について、簡単に報告をさせていただきます。地域福祉でどういうことが一番問題になっているかといいますと、1つは地域づくりということでございまして、それに対する連携や協働ということで、どういうシステムをつくっていったらいいのかということが1つ大きな課題になります。それから防犯、防災についての地域との連携をどのようにしていくか、そういった問題について論議をしてきたところでございます。

計画の基本的な考え方として、利用者本位をベースにしながら、ソーシャルインクルージョンの考え方、地域の中で違いを認め合いながら、協働して生活を送ろう、そして共生していこうという考え方を基本理念として、いろいろな計画の補完というかたちで作っております。同時に、まちづくりの関係も含まれてございまして、バリアフリー、それからユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりについての計画でもあります。この辺について何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

委 員： 地域福祉は、これから最も重要になるのではないかと思います。先程の子育ての問題にしても、子どもたちの6人に1人が貧困の時代を迎えているということでございます。その反面、食べ物を何十トンと捨てているような時代でございます。地域でも、そういう子どもたちを救えるのではないかなと思っております。そして、先程から出ています高齢者の問題、ノーマライゼーション、地域のなかで障害のある方々が暮らせるよう、これはやはり地域で取り組まないといけないのかなと思っております。昔は行政に頼りましたが、今は地域で何ができるか、何を行政にお願いしたらいいか、その辺はよく地域で考えていくことが必要ではないかと思います。高齢者の問題でもそうですが、11年後には団塊の世代が75歳を迎えるということでございますが、誰が面倒をみていくのか、地域の人材づくりがこれから急務になるかと思います。

委 員： 私は保育園を運営しているのですけれども、どういうふうな関係でその地域の中に溶け込んでいけるのかなど。場所的な提供も考えられますし、あるいは先ほど災害時の備蓄の話もありましたけれども、何かお役に立てればと考えているところでございます。

委 員： 民生委員をしている立場からちょっと感じたことを述べさせていただきます。民生委員は、地域で一番先頭に立って動いております。広い地域で一人で、例えば、一人暮らしの高齢者の見守りを兼ねて、今は熱中症のグッズを配っております。訪問すると、必ず10分、15分はお話を、悩みを皆さん訴えられるのですよ。だから今日は20軒ぐらいまわっていかうと思っても、10軒ぐらいしかまわれなかったりと、それは民生委員みんながおっしゃっていることです。また、防災などいろんな

問題がたくさんあるのですけれども、自治連、町会の役員さんなど先頭に立つ人が大勢いらっしゃらないと地域がなかなか活性化もできないし、細かい情報も入ってこないのです。先程事務局からお話のあった高齢者支援課からの災害時要援護者の名簿はいただいておりますが、そのほかの障害者の方とか、精神的な問題を抱えている方などの情報は、ご近所の方からうかがったり、自分で見て、この人はちょっと心配だなと思うぐらいで、家の中にはなかなか入っていけないのが現実です。たとえ民生委員にだろろうと、別に個人情報や細かい家の事情を話す必要はないですし、こちらは無理に聞こうとはしないのですけれども、気にはかかるといってお家がいっぱいあります。

それで今、社協さんとも、地域で福祉協力員さんを募っていて、月に1回は必ず文化センターでエリアごとに会議を行っておりますけれども、地域ごと、町内ごとに役員さんが集まって、町内の活動、老人福祉のこと、健康のこと、子どものことなど、いろいろ話をしてもすごく温度差があるのです。それをひとつに指導してもらおうのが社協の職員さんの度量にかかっているのですけれども、私の住んでいるところかというと、40年続いた老人会が1年前になくなりました。なくなって半年もしたら、高齢者の方が訴えられるのは、老人会に年に1回でも出ていたらまわりの状況もわかったけれども、それが全くわからなくなったと。だからとても寂しいとおっしゃいます。私も民生委員を退任したら、サロンみたいなことを立ち上げて、何人でも喜んで集まってくれるところを作りたいなと思ってはいますが、地域で先頭に立って動いていらっしゃる人の苦勞というのは、ちょっとこの時間ではお話し切れないくらいあります。

会 長： 有り難うございました。資料3の75ページ、76ページに地域福祉コーディネーター（仮称）について書かれています。資料2の福祉計画にも出ていますが、住民組織、地域での協働ということですが、情報の提供も含めたいろんな問題が地域にありますよというのが現実かと思えます。高齢者で、例えば、民生委員の方が訪問すると、いろいろな悩みのお話など、5分で済むところが30分ぐらいかかる。そういう対策として、傾聴ボランティアのシステムをうまく育成する、というかたちで、重層的にいろいろやっていかないと、どんどん地域から離れていってしまうというのが現実だと思いますので、その辺も含めて考えていただければと思います。

この地域福祉コーディネーター（仮称）は、これからどういう役割をするか、ここが一番大事な流れになっていくと思います。とりわけ豊中市の地域福祉コーディネーター、ドラマにもなりましたけれども、ああいうシステムを取っていくのか、あるいは、地域包括支援センターを中心としたいろんなシステムを取っていくのかというところが、府中市の今一番重要なところで、この協議会でも確認をしなくてはならないところだと思っております。

その辺について考えがあれば、事務局からお願いしたいと思います。

事務局： まだ事務局で検討している段階ではございますけれども、地域に悩みごと、相談

ごとを吸い上げて具体的な支援につなげていくシステムと、その個別ケースの積み重ねに基づいて地域でどういった対策が取れるか、地域で支援をする仕組みをつかっていくというのが地域福祉コーディネーターの役割になりまして、豊中市では地域でそういった仕組みができています。

ただ、府中市では全く未着手の事業でございますので、今後、展開していくにあたりまして、社会福祉協議会ですとか、地域の社会福祉法人などと協力しながら、府中市なりのモデルをつくっていければと考えています。あくまでも地域で根を張って動いていただくという存在を、府中市でもつくっていくことが必要だと考えておりますので、おそらくそれを使命にしている社会福祉協議会を中心にご相談させていただくことになるのですが、例えば、現在、高齢者を中心に地域づくりの中核になっている地域包括支援センターの活用ということも場合によっては考えられます。立川市のように、地域包括支援センターに社協の地域福祉コーディネーターを置くという方法もありますので、それについて具体的には府中市なりのやり方を詰めていきたいと考えているところでございます。

会 長： 有り難うございました。それでは副会長からご意見等お願いいたします。

副 会 長： 子ども関係、高齢者関係、両方の会議の会長をしている立場といたしまして、今までの審議会の中で、今、皆さんから出ている意見と同じような議論がずいぶんございました。

子育て関係ですと、幼稚園児のお母さんだっって、地域でもっといろいろお世話になっていることへの報いというか、何かそういう活動に結びつくことができるんだという意見の方、また、幼稚園や学校は、福祉、いわゆる高齢者の福祉や障害者の福祉とは、福祉教育ぐらいの接点しかなくて、あまりそういう中に入ってこなかったというのがありますが、子育て関係の学校の先生方も、やはりこれからは福祉にいろいろ携わるといふか、関心を持つべきだといふような、そういう家庭もたくさんありますので、そういう意見が出たりしておりました。防犯や、地域の安全という意味では、お母さんたちが自転車でパトロールをしていますけれども、あれも地域での役割といえますか、役に立っています。

高齢者の協議会では、就労ということで、元気な高齢者が地域で、またはいろんなところで働くことが必要なのではないかということで、高齢者の計画には要援護や認知症支援を先に出すのではなくて、介護予防、元気な高齢者の活用を第一にすべきだ、そうでないと希望もなくなってしまうということもあって、元気な高齢者にはもっともっと活躍してほしいという、その仕組みづくりの意見がずいぶん最初には出っていたのです。生涯学習センターでボランティア講座を開く、そういう活動に結びつけていく仕組みがほかの自治体にあれば、府中市でもどんどん活用すべきで、要援護にならないことなく、地域に貢献することを高齢者に目標として掲げたほうがいいのではないかと。そういう意見だったのですが、審議会の最後のほうではどうしても、新しい介護保険の体制の対応に追われています。

高齢者が地域で貢献していただいたら、それに対してお金ではなくて、地域通貨

でお支払いして、府中市の中で使えるような地域振興券のような、それは子育て関係でもそういう仕組みは大変いいのではないかと。子どものためにお金をもらうよりは、お稽古事、医療、預かり保育などに使えるチケットをそういう働きでいただけるなら何か活動しようとか、そういうことが意見に出ております。

しかし、どちらも具体的な話には至らないできておりまして、シルバー人材センターの自転車の整理など高齢者の方が一生懸命働いてくださって、話し相手をしたり、いろいろな意味で世代間交流にもなっておりまして、ああいう仕組みを、本当に福祉の必要なレベルと一般のご家庭の子どもさん、橋渡しの感覚で世代間交流でもあって、何かそういう仕組みを、福祉は福祉、教育は教育というようなかたちではなくて、呼び水となる仕組みを今後、地域福祉でぜひご検討いただければと思います。

会 長： はい。有り難うございました。そのほか何かございますか。

そろそろ時間ですので、素案については論議をしたところを含めて事務局に修正をしていただいて、再度提案をしていただくというようなかたちにしたいと思えます。それでは議題の4番目のその他について、事務局からよろしく願いいたします。

(4) その他

事 務 局： 今後のスケジュールにつきまして、参考資料3に提示させていただいております。本日も審議いただいた内容、委員の皆さまからいただきました意見等を踏まえまして、さらに先程申しあげました高齢者分野の国のガイドライン等を取り入れた上で、修正を行いまして、計画原案として次回の協議会で提示をさせていただきたいと思えます。

次回の協議会后に、広く市民のご意見をいただきますパブリックコメントという手続きを経まして、計画として完成させる予定としております。

次回の協議会は、10月10日の開催で調整をさせていただきたいと考えております。詳細につきましては、改めてご連絡を差しあげたいと思えますので、委員の皆さまにはお忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長： 有り難うございました。参考資料3は今後のスケジュールということで、次回の協議会は10月10日開催の予定、その後、パブリックコメントという流れで進めたいということです。日程調整のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは本日の議題を終了いたしましたので、平成26年度第2回府中市福祉計画検討協議会を終了させていただきます。本日はどうも有り難うございました。

(閉会)